

社団法人京都モデルフォレスト協会定款（抜粋）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、社団法人京都モデルフォレスト協会という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、森林から恵みを受けるすべての府民の参画と協働で京都の森林を守り育てる京都モデルフォレスト運動等を展開することにより、人と森林との新しい共生関係を築き、もって良好な地域環境の形成と持続可能な社会づくりに寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 森林づくり基金（地域の森林づくり活動を支援するための資金）への寄付の呼びかけ及び基金を活用した京都の森林づくりの推進に関する事業
- (2) 緑の募金（緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号。以下「緑の募金法」という。）第2条第2項に規定する緑の募金をいう。以下同じ。）の推進及び緑の募金法第6条に規定する森林整備等に関する事業
- (3) 京都モデルフォレスト運動推進のための普及啓発事業
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した団体又は個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体又は個人
- (3) 特別会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で理事会において推薦された者

（入 会）

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（会 費）

第7条 正会員及び賛助会員は、総会で別に定める会費を納入しなければならない。

第7章 緑の募金運営協議会

(運営協議会の設置)

第33条 この法人に、緑の募金に関する事業計画、収支予算、その他緑の募金の運営に関する重要事項を調査審議する機関として、緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

(組 織)

第34条 運営協議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、森林づくり等に関する学識経験を有する者等のうちから、京都府知事の認可を受けて、理事長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により就任した委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(運営協議会委員長)

第35条 運営協議会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 運営協議会委員長は、運営協議会の会務を総括する。
- 3 運営協議会の議長は、運営協議会委員長がこれに当たる。
- 4 運営協議会委員長に事故があるときは、委員のうちから運営協議会委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

(委 任)

第36条 この章に規定するもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。

「社団法人京都モデルフォレスト協会 緑の募金運営協議会」規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人京都モデルフォレスト協会定款第36条の規程に基づき、緑の募金運営協議会（以下「運営協議会」という）の運営その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(運営協議会の招集)

第2条 運営協議会は会長が招集する。

2 会長は、必要に応じ定員以外の者の出席を求めることが出来る。

(定足数)

第3条 運営協議会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することが出来ない。

(議決)

第4条 運営協議会の議事は、出席委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 運営協議会の庶務は、(社)京都モデルフォレスト協会事務局が処理する。

附 則

この規程は平成18年12月1日から施行する。

社団法人京都モデルフォレスト協会緑の募金運営協議会 委員の報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社団法人京都モデルフォレスト協会緑の募金運営協議会の委員が職務のため勤務した場合の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の額)

第2条 委員の報酬及び旅費の額は、次のとおりとする。

ただし、行政機関の委員は職員はこの限りでない。

区 分	用 務	単 位	単 価 (円)	摘 要
報 酬	運営協議会出席	1日	5,000円	
	現 地 調 査	1日	5,000円	
旅 費	社団法人京都モデルフォレスト協会旅費規程を準用する。			

(その他)

第3条 この規程に定めのない事項で特に必要な場合は、社団法人京都モデルフォレスト協会理事長が別に定める。

(附 則)

この規程は、平成18年12月1日から施行する。